

2026年4月30日

指定補償金管理機関
公益社団法人著作権情報センター

補償金・担保金のお支払い手続きについて

文化庁より、裁定の申請に係る補償金又は担保金の額に関する決定の通知を受けた場合の、補償金等のお支払の手続きは次の通りです。

1. 指定補償金管理機関の Web サイトにアクセスし「支払申込書」のフォーマットをダウンロードしてください。

<https://sss.cric.or.jp/consultation.html>

2. ダウンロードした「支払申込書」に必要事項をご記入のうえ、指定補償金管理機関のメールアドレス宛に、メールの添付ファイルにてお送りください。

指定補償金管理機関メールアドレス：hoshokin@cric.or.jp

3. 指定補償金管理機関で内容を確認した後、「請求書」（インボイス）を発行し、「支払申込書」の送信元のメールアドレス宛に、メールの添付ファイルにてお送りいたします。

4. 「請求書」の内容をご確認いただき、請求書に記載されている銀行口座宛にて請求額（補償金・担保金の額）を振込送金にてお支払いください。また、念のため、お支払いが完了した旨を、ご一報ください。

5. 指定補償金管理機関で入金を確認した後、「受領年月日」を記載した「受領通知書」をメールの添付ファイルにてお送りいたします。

なお、3.（「支払申込書」の受領から「請求書」の送付まで）及び5.（入金の確認から「受領通知書」の送付まで）に要する期間は、それぞれ3営業日程度を見込んでいます。

ご不明な点は以下までお問い合わせください。

指定補償金管理機関（公益社団法人著作権情報センター）

電話：03-5309-2421

E-mail：hoshokin@cric.or.jp